

稲城市立学校における
新型コロナウイルス感染症に関する
衛生管理等ガイドライン

令和3年11月5日

(令和5年5月29日改訂)

稲城市教育委員会

<目次>

I 新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するための初動対応等

- 1 学校において感染拡大を防止するための行動様式 P 2
- 2 保護者、学校及び教育委員会の連絡体制 P 2
- 3 学級閉鎖等臨時休業の判断について P 2
- 4 保護者への連絡・情報提供等 P 3

II 基本的感染防止対策等

- 1 学校における基本的感染防止策 P 4
- 2 感染が確認された場合の対応 P 5
- 3 ワクチン接種に伴う出欠等の取扱い P 5
- 4 市独自の抗原検査の実施 P 5

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、稲城市公立小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染を防止することで、児童・生徒、教職員等の健康を守り、また、円滑な学校運営に資することを目的に、感染拡大防止のための初動対応及び、新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策等について、国や都の通知等を参考に、学校等が対応すべき事項についてとりまとめたものである。

I 新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するための初動対応等

1 学校における感染拡大防止のための行動様式

学校における感染拡大を防止するために保護者（家庭）と学校と教育委員会の共通認識のもと、次の行動を徹底する。

- (1) 児童・生徒が感染した場合は、学校保健安全法施行規則で定める出席停止の期間が経過するまで登校しないこと。
- (2) 登校時や登校後に児童・生徒に発熱等の症状が見られる場合には、学校は当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導すること。

2 保護者及び学校の連絡体制

- (1) 児童・生徒に陽性が判明した場合、当該児童・生徒の保護者は、速やかに学校に感染した旨連絡する。
- (2) 保護者から連絡を受けた学校は、当該児童・生徒に対して、欠席扱いとならない出席停止の措置をする。教職員が感染した場合は、病気休暇等、出勤させない措置とする。

3 学級閉鎖等臨時休業の判断について

- (1) 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校長と教育委員会との協議により、学級閉鎖の実施を決定する。学級閉鎖の期間については、感染した児童・生徒の最終登校日の翌日から5日程度経過する日数を目安に設定する。

①同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②その他、教育委員会で必要と判断した場合

※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

※同一の学級において複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合、そのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は、学級閉鎖を行わない。

- (2) 学年閉鎖及び学校閉鎖の判断については、学級閉鎖実施後の状況などを踏まえ、必要に応じて学校長と教育委員会との協議により実施の有無を判断する。
- (3) 学級閉鎖等を実施する場合は、オンライン授業を実施する。

4 保護者への連絡・情報提供等

- (1) 学校は、学級閉鎖の実施を決定した時、個人情報の保護に十分注意し、速やかに以下の内容を在籍児童・生徒の保護者に連絡する。あわせて抗原検査キットの活用も案内する。
 - ① 学年及び学級
 - ② 学級閉鎖の期間及びその理由
 - ③ 学級閉鎖を実施した学級の児童・生徒は、その期間自宅で過ごすことを原則とする旨
- (2) 学校は、感染拡大防止のための注意喚起として、学校内の感染状況等について、必要に応じて在籍児童・生徒の保護者に情報提供を行う。

II 基本的感染防止対策等

1 学校における基本的感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)』記載の下記の対策を講じる。

(1) 感染状況が落ち着いている場合

① 児童生徒等への指導

学校生活においては、休み時間や登下校時間など教職員の目が届かないところでの児童生徒等の行動等が感染リスクとなり得る。そのため、まずは、児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、感染対策に関する指導を行う。

また、感染防止の基本として、身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう児童・生徒に指導する。

② 児童生徒等の健康観察

家庭との連携により、児童生徒の健康状態を把握する。(ただし、健康観察カード等の提出は求めない。)

③ 換気の確保

気候上可能な限り常時、換気に努める。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開するなど工夫する。

常時換気が困難な場合はこまめに(30分に1回以上)数分間程度、窓を全開する。

また、エアコン利用時も換気が必要であることに注意する。

④ 手洗い等の手指衛生の指導

感染の仕組みを児童・生徒に理解させ、手を洗わずに、目、鼻、口を触らないよう指導するとともに、接触感染を防ぐため、登校時や外から教室に入るとき、トイレの後、給食(昼食)の前後などこまめに手を洗う。

⑤ 咳エチケット

咳やくしゃみをする際は、マスクやティッシュ、ハンカチ、服の袖などを使って口や鼻をおさえる。

(2) 感染が流行している場合

① 具体的な活動場面に応じて「近距離・対面・大声」での発声や会話を控える。

② 児童・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

③ 教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強制しない。

2 感染が判明した場合の対応

(1) 児童・生徒に陽性が判明した場合、当該児童・生徒の保護者は、感染した旨速やかに学校に連絡する。

(2) 保護者から連絡を受けた学校は、当該児童・生徒に対して、欠席扱いとならない出席停止の措置をする。教職員が感染した場合は、病気休暇等、出勤させない措置とする。

(3) 出席停止の期間

児童・生徒等の感染が判明した場合の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。無症状の場合は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」を基準とする。

(4) 児童・生徒の感染による出席停止後の再登校の許可

前述の出席停止期間に基づく、保護者からの再登校届の提出を受け、学校は当該児童・生徒の再登校を許可する。

3 ワクチン接種に伴う出欠等の取扱い

児童・生徒が授業日にワクチン接種のために、遅刻や早退等をした場合も欠席扱いとしない。また、接種後に発熱等の副反応により欠席等をした場合も同様の扱いとする。

4 市独自の抗原検査の実施

市は、市内公立学校でのクラスターの発生を抑制するとともに、児童・生徒、保護者、教職員等の新型コロナウイルス感染症に対する不安解消のひとつとするため、抗原検査キットを小中学校に配備する。

新型コロナウイルス感染症に関する抗原検査の概要

種類	使用条件	検査対象者	検査方法	実施場所	実施者
市 抗原検査	・発熱等の症状が見られ、検査を希望する場合 ・市中感染が拡大している中で、保護者等が不安解消を目的に検査実施を希望したとき ・その他、必要があるとき	・児童・生徒 ・保護者 ・学校関係者	綿棒で鼻腔から検体を採取し、付属の器具で判定、その場で確認 (15分)	自宅	本人 又は 保護者

※検査は、本人（児童・生徒等）や保護者の意向がある場合のみ行う。

令和3年11月 5日 策定

令和4年12月12日 改訂

令和5年 3月29日 改訂

令和5年 5月29日 改訂